

## 子育て世帯等臨時特別支援事業（支援給付金）について

千葉市では、国の通知に基づき、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（一括給付金）を実施していますが、現にお子さんを養育しているにもかかわらず給付金を受け取れない方々に対しても支給を実施するために見直しを行う旨の通知が国からあったことから、以下のとおり支援給付金の支給を実施しますので、お知らせします。

### 1 支給対象者

離婚等（離婚協議中やDVによる避難を含む）その他これらに準ずる事情によって、現在児童を養育しているものの、一括給付金を受け取っていない方のうち、以下に該当する方

(1) 令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当受給者になった方

※児童手当の対象年齢の児童を養育している方は、支援給付金の申請にあたって、児童手当の認定を受けていることが必要です。

※令和4年3月分の児童手当を受給するには、原則として今月中に認定請求を行う必要があります。

(2) 令和3年9月30日時点では主たる生計維持者ではなかったが、令和4年2月28日時点で高校生等を主たる生計維持者として養育する方

※(1)(2)ともに、一括給付金と同様に、所得制限があります。

### 2 支給金額

対象児童1人につき10万円

※元養育者からすでに一括給付金等の一部を受け取っていたり、児童のために費消されている場合は、その額を差し引いた額

### 3 申請期限

令和4年4月28日（木）必着

### 4 申請先・問い合わせ先

千葉市子育て世帯への臨時特別給付金事務局

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階

電話 043-400-2606 メール [kodomo.kyuhu\\_2021@c-d-c.jp](mailto:kodomo.kyuhu_2021@c-d-c.jp)

ホームページ 「千葉市子育て世帯への臨時特別給付金」で検索